

3

紀の海クリーンセンターへの自己搬入

家庭から出るごみと事業所ごみ（事業系一般廃棄物に限る。）は、排出者自身が、直接紀の海クリーンセンターへ搬入することができます。

受 入 日 月曜日～土曜日（ただし、1月1日～3日は不可）

受 入 時 間 午前9時～午後4時

処理手数料 搬入したごみの重量により処理手数料が必要になります。

家 庭 ご み……10kgあたり50円

事業所ごみ……10kgあたり100円

※処理手数料は、紀の海クリーンセンターで納付してください。

※10kg未満の場合は10kgとみなします。

自己搬入時のお願い

- 搬入許可申請は、紀の海クリーンセンターで搬入時にお願いします。（役場では申請できません。）
 - トラックなどで搬入する場合、飛散防止措置として、ホ口やシートを被せるなどしてください。
 - 剪定枝など草木類は、長さ1.5m以下、一本の直径20cm以内のものに限ります。
 - 一辺が2.5m以上の大型ごみは、搬入できません。
 - 事業所ごみは、事業系一般廃棄物に分類されるものに限ります。
- 産業廃棄物は搬入できません。**
- 指定ごみ袋や粗大ごみ切符を使う必要はありませんが、分類ごとに分別してください。

